

令和元年台風19号等からの復旧、復興に向けた支援策の推進を求める意見書

本年10月の台風19号等により、東北・信越・関東・東海地方の各地で、河川堤防の決壊や越水などによる浸水被害、土砂災害が広範囲にわたって多数発生し、甚大な被害がもたらされました。こうした中、国は、発災直後から迅速な応急対応を行うとともに、早期復旧に向け総力を挙げて取り組んできたところですが、どこまでも被災者第一であることを前提に、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められます。また、ライフラインや交通インフラの早期復旧、決壊した河川堤防等の改良復旧を強力に推進する必要があります。

よって、政府は、ソフト、ハード両面にわたる復旧、復興に向けた総合的な支援策として、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 被災者の一日も早い生活再建のため、既存の支援制度の対象拡大や要件緩和など、弾力的な運用を行うこと。
2. 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて必要な支援を行うこと。
3. 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
4. 被災地の風評被害を払拭するため、旅行商品、宿泊料金の割引等に対する助成など、観光産業への必要な支援を行うこと。
5. 被災地の切れ目のない復旧、復興を推進するため、復旧作業の進捗を見きわめ、補正予算の編成について適切に判断すること。
6. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を着実に遂行するとともに、緊急対策後も必要な対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月23日

枚方市議会議長 前田富枝

〈提出先〉

内閣総理大臣	総務大臣	財務大臣
文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣
経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣